

Vol.87

今回は **法律**相談事例
紹介**会員相談室**

西尾 政行 (弁護士・面接)



電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～2時40分**03-3354-8520**

事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157

※ご利用の際は、事前に東京税理士会ホームページ(会員専用ページ)の「会員相談室のご案内」をご覧ください。

**死亡退職金と遺産分割****事例1**

A社がその役員である甲の死亡に伴い、甲の遺族である乙に死亡退職金を支払ったところ、他の相続人から乙に対し、当該死亡退職金について遺産分割の要求があった。乙はこの死亡退職金について遺産分割に応じる義務があるか。

回答

原則として遺産分割に応じる義務はない。ただし、死亡退職金の支払がA社の規程に基づくものであり、かつ、同規程の内容が、受給権者の範囲及び順位について民法に規定する相続人の順位決定の原則と同様である場合には相続財産となり、遺産分割に応じる義務があると解する。

検討**1 相続税法上のみなし相続財産**

被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金その他これらに準ずる給付を受け取る場合で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものは、相続財産とみなされて相続税の課税対象となる(相法3①二)。もっとも、退職金等の額が非課税限度額以下のときは課税されない(相法12①六)。

このように、会社から支払われる死亡退職金や弔慰金は、相続税法上はみなし相続財産となるが、民法上の相続財産となるか否か、すなわち、相続人間の遺産分割の対象となるか否かは別の問題である。

2 4つの類型

死亡退職金については、①公務員等について法令の規定によって定められた受取人に支給される場合、②民間企業などにおいて就業規則や退職金規程等の規程に基づいて定められた受取人に支給される場合、③死亡退職金等を支給する旨の定めはあるが受取人の指定がない場合、④死亡退職金の支給に関して全く規程がない場合、の4つの類型に分けられる。

3 相続財産にならない場合

上記4類型のうち、上記①の法令の規定に基づく死亡退職金は、受給者が原始的に取得する固有の権利であって、相続財産ないし相続人の共有財産に属しないとするのが通説・判例である。

次に、上記④の場合、すなわち、会社等に死亡退職金の規定がない場合に、役員の死亡後、会社が当該役員の遺族の一人に対して支給する旨の決議をしたときは、当該退職金は、特段の事情のない限り、当該役員の相続財産として相続人の代表者として支給されたのではなく、当該相続人個人に対して支給されたものと解される(東京高裁昭和59年1月20日判決・判例時報1106号71頁、最高裁昭和62年3月3日判決・判例時報1232号103頁)。

よってこれらの場合は、死亡退職金が相続財産となることはないで、遺産分割の対象とされることもない。

4 内部規程に基づいて支給される場合

それでは、死亡退職金が就業規則や退職金規程等、何らかの内部規程に基づいて支給される上記②または③の類型についてはどうであろうか。

(1) 相続財産ではないとされた事例

この点、特殊法人において死亡退職金規程に基づいて支払われる死亡退職金の受給権が相続

財産に属するか否かが争われた事案について、最高裁昭和55年11月27日判決(判例時報991号69頁)は、「被上告人の・・・規程によると、・・・受給権者の範囲及び順位につき民法の規定する相続人の順位決定の原則とは著しく異なった定め方がされているというのであり、これによってみれば、右規程は、専ら職員の収入に依拠していた遺族の生活保障を目的とし、民法とは別の立場で受給権者を定めたもので、受給権者たる遺族は、相続人としてではなく、右規程の定めにより直接これを自己固有の権利として取得するものと解するのが相当であり、そうすると、右死亡退職金の受給権は相続財産に属さず、受給権者である遺族が存在しない場合に相続財産として他の相続人による相続の対象となるものではないというべきである。」と判示している。

(2) 相続財産であるとされた事例

上記最高裁判決の考え方によれば、民法の相続の規定に従って相続人に支給する旨の規定である場合、その他支給の範囲及び順位が民法上の相続の規定と同様の内容となっている場合は、その死亡退職金や弔慰金は相続財産となる可能性が出てくる。

この点、死亡退職金について単に「遺族に対して支給する」と規定されていた事案について、大阪地裁平成22年9月10日判決(労働判例1025号93頁)は、「(死亡退職金は)労働者が死亡した後の遺族の生活保障的な性格・機能と労働者の功労報償ないし賃金の後払的性格という側面を有しているところ、退職金が相続財産となるのか、遺族固有の権利であるのかという点に関しては、死亡退職金の上記したような両性格のどちらがより強いのかという観点から考えるべきであり、結局は、個別具体的な退職金に関する規定の趣旨目的、文言等の諸事情を総合した上で、個別に判断するのが相当である」とした。そのうえで、当該事案における退職金規程の内容を吟味し、同退職金規程にいう「遺族」とは相続人を指すと解するのが相当であるとして、退職金支払請求権は相続財産に含まれると解するのが相当であるとした。

このように、死亡退職金が退職金規程等に基づいて支給された場合には、当該規程の内容如何により相続財産となるか否かの結論が分かれることになる。

**共有株式の権利行使方法****事例2**

事例1において、乙に支払われた死亡退職金が甲の相続財産ではないとされた場合、乙以外の相続人がこれを争う方法はないか。

回答

乙以外の相続人(以下「他の相続人」という。)は相続人としての立場で争う方法はない。しかし、他の相続人がA社の株主であり、かつ、死亡退職金の支給手続が違法である場合は、株主としての立場で乙に支給された退職金相当額をA社に戻すよう請求することができる。

検討**1 総会決議の不存在、無効、取消の場合**

死亡退職金が相続財産を構成しない以上、他の相続人は乙に対して何らの請求もできないことになる。

他方、役員に対する死亡退職金の支給は株主

総会の決議によりなされる必要があるから(会社法361条1項)、同決議が存在しない場合や、無効または取り消された場合には、A社は乙に対して死亡退職金を支払うことができず、支払済みの場合には乙にその返還を求めなければならないことになる。

2 共有株式の権利行使方法

その一つの場合として、共有株式の権利行使が違法であるとして総会決議の取消しを求める場合が考えられる。すなわち、本件において、甲がA社の株主であった場合、甲が保有していたA社株式は相続財産となり、相続人が複数いる場合は相続人の共有に属することになるが、この場合、甲の共同相続人が議決権を行使するには、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、A社に対し、その者の氏名又は名称を通知する必要がある(会社法106条本文。ただし、A社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない)。

3 指定・通知を欠く議決権行使の効力

会社法106条本文の規定に基づく指定および通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合について、最高裁平成27年2月19日判決(判例時報2257号106頁)は、「当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条但書の同意をしても、当該権利の行使は適法となるものではないと解するのが相当である。」「そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法252条本文により、各共有者の持ち分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。」と判示した。

この最高裁判決の考え方によれば、本件における乙が甲の相続人代表者としてA社株主総会で議決権を行使したが、会社法106条の指定および通知を欠いており、かつ、乙の法定相続分が2分の1以下であった場合は、乙の議決権行使は不適法となり、決議の方法が法令に違反することになるから、他の相続人は、A社株主として「甲の死亡退職金を乙に支給する」旨の総会決議の取消しを求めることができることになる。

これに対し、乙としては、「同死亡退職金は、甲死亡後の遺族の生活保障的な性格を有するものであり、会社法361条1項の適用はないから、仮に総会決議が取り消されたとしても支給自体は有効である」と反論することが考えられよう。

しかし、仮に同死亡退職金が遺族の生活保障的な性格を有するとされた場合でも、同死亡退職金の金額が甲社の退職金規程等に即して算出されたものであったような場合は、会社法361条1項が類推適用されるとして支給自体が違法とされる可能性も十分にあると思われる。

以上

注) 内容は、平成28年7月29日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。